

全肢連情報

ZENSHIREN BULLETIN

□編集・発行

一般社団法人全国肢体不自由児者父母の会連合会

〒170-0013

東京都豊島区東池袋1丁目36番7号

アルテール池袋709号

□Publisher ZENSHIREN

TEL: 03-3971-3666

FAX: 03-3971-6079

E-mail: web-info@zenshiren.or.jp

皆様からのニュースのご提供を
心からお待ちしております。

全肢連情報はホームページ「響(ひびき)」でもご覧になれます。URL: <http://www.zenshiren.or.jp>

SNSで障害児・者、肢体不自由児・者の情報交換を **Facebook** <https://www.facebook.com/ZENSHIREN>

★速報 第52回全国大会福島県郡山市で開催される

令和元年度全国肢体不自由児者父母の会連合会全国大会（第39回東北肢体不自由児者父母の会連合会福島大会 第4回福島県手をつなぐ親の会連合会福祉大会）が、令和元年9月14日(土)～15日(日)に郡山市磐梯熱海温泉ホテル華の湯にて開催された。

大会当日は『住み慣れた地域で共生社会の実現！～ほんとの空がある福島から、共生社会の実現を目指して～』をテーマに、大勢のスタッフ、ボランティアに支えられ、全国より500名あまりの参加者(資料参加者含む)が集った。

大会は12時30分より受付が開始され、午後1時よりアトラクションのフラダンスショーが披露された。1時30分より開会。物故者への黙禱が捧げられ、全肢連歌「太陽と共に」を参加者全員で斉唱した。

式典は福島県手をつなぐ親の会連合会理事 河野由美子氏の総合司会の進行により、全肢連 石橋吉章副会長の開会宣言で始まり、大会実行委員長 福島県手をつなぐ親の会連合会 七宮弘会長の挨拶、全肢連 清水誠一会長による主催者挨拶が行われた。引き続き、福島県 内堀雅雄知事による大会名誉会長挨拶、郡山市 品川萬里市長による開催地歓迎挨拶、根本匠前厚生労働大臣より祝辞が述べられ、厚生労働大臣、文部科学大臣からの祝辞披露、日本肢体不自由児協会 遠藤浩理事長から祝辞が述べられた。併せて臨席のご来賓の紹介、祝電が披露され、福島県手をつなぐ親の会連合会 西田恵子副会長の閉会の挨拶をもって開会式典は終了した。

開会式典の後、厚生労働省 社会・援護局障害保健福祉部 障害福祉課 障害児・発達障害者支援室 室長 本後健氏、文部科学省 初等中等教育局特別支援教育課 特別支援教育調査官 菅野和彦氏による中央情勢報告が行われた。

休憩をはさみ、4時から同志社大学社会学部 教授 立木茂雄氏による記念講演「平時と災害時における障がい者への配慮を切れ目なくつなぐ～求められる地域力～」をテーマに行われた。

同日18時30分より同ホテル コンベンションホール「華宵」にて情報交換会が行われた。情報交換会には約300名が参加し、コカ・コーラボトラーズジャパン(株)執行役員東京営業本部長 佐藤一仁氏の乾杯で開宴した。

アトラクションでは二本松栄会による民謡が披露された。

その後、恒例となっているコカ・コーラ社提供による折りたたみ自転車やノベルティグッズが当たる抽選会が行われ、楽しいひとときを過ごすことができた。

翌15日、会場で8時50分より東日本大震災での津波の映像を上映した後、9時から「東日本大震災・ふくしまを振り返る～あの時ふくしまで何が起きたか」をテーマにシンポジウムが行われた。

11時より閉会セレモニーが行われ、福島県手をつなぐ親の会連合会 高村トミ子副会長によって前文と6項目にわたる大会決議文が朗読され、意義なく採択された。

引き続き、全肢連 清水誠一会長から大会決議文を厚生労働省 厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課 障害児・発達障害者支援室 室長補佐 鈴木敏弘氏、文部科学省 初等中等教育局特別支援教育課 特別支援教育調査官 菅野和彦氏に手交された。

福島県手をつなぐ親の会連合会 七宮弘会長より開催地謝礼が述べられ、次期全国大会開催地の宮崎県肢体不自由児者父母の会連合会 松田佳代副会長より挨拶が述べられた。

今大会は全肢連 植松潤治副会長による大会終了宣言により幕を閉じた。

なお、来年度の第53回全国大会並びに第36回九州ブロック大会は、令和2年9月19日(土)～20日(日)に宮崎県宮崎市「宮崎市民プラザ」にて開催される。



障害児入所施設の在り方検討会 ～厚生労働省

平成31年2月から児童福祉法の改正を受け、障害児入所施設の在り方が、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長のもとに本検討会と福祉型障害児入所施設WG及び医療型障害児入所施設WGが設けられ、全肢連からは構成員に石橋副会長、医療型WG構成員には植松副会長が参加し、令和元年12月をめどに検討が進められている。

【障害児入所施設の在り方に関する検討会の趣旨】

障害児入所施設については、平成24年の児童福祉法改正時に「福祉型」、「医療型」に再編され、平成26年の障害児支援の在り方に関する検討会において施設の機能等について一定の整理がされたところである。こうした状況を踏まえつつ、現在の障害福祉施策や社会的養護施設等の動向、さらには障害児入所施設の実態を考慮しつつ、障害児入所施設の在り方に関する検討を行うため、有識者、関係者の参集者を得て、本検討会を開催する。

【障害児入所施設の経緯】

◆平成22年の児童福祉法の改正（平成24年施行）の時に施設再編

障害種別ごとであった施設を障害児入所施設として、その中を医療の提供の有無により、「福祉型」または「医療型」のどちらかに移行

→障害の重複化を踏まえ、複数の障害に対応できるよう再編

【障害児支援の在り方に関する検討会】

◆平成26年に、今後の障害児支援の在り方に関する検討会の報告書の中で、障害児入所施設の機能を○発達支援機能、○自立支援機能、○社会的養護機能、○地域支援機能の4分野にまとめ報告している。

一方、社会保障審議会障害者部会の第86回（平成29年9月20日開催）で「障害児入所施設の移行に関する今後の方針」が示された。

<福祉型障害児入所施設>

特に都市部において、強度行動障害者等の障害福祉サービスでの支援の提供の場が不足している状況等に鑑み、みなし規定の期限を3年延長し、平成33年3月31日までとする。

<医療型障害児入所施設>

平成26年の「障害児の在り方に関する検討会」報告書において、「障害児入所施設と療養介護が一体的に実施できる事業所指定の特別措置を恒久的な制度にする必要がある」とされたことから、入所者の年齢や状態に応じた適切な日中活動を提供していくことを前提に、医療型入所施設と療養介護の両方の指定を同時に受ける、現行のみなし規定を恒久化する。

平成31年2月から始まった検討会は、12の関係所団体から①障害児入所施設の処遇の在り方、②自立支援機能、③地域支援、社会的養護機能、④本人の成長発達に合わせた支援の在り方についてヒアリングを行い、それぞれの入所施設の課題等についての検討することとなる。

令和元年10月16日に開催される検討会で障害児入所施設（福祉型・医療型）の在り方についての中間報告が各ワーキンググループの座長から報告される。

平成30年度使用者による障害者虐待の状況等」の結果が公表される

厚生労働省は、令和元年8月28日付で、「平成30年度使用者による障害者虐待の状況等」を公表した。

都道府県労働局では、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（障害者虐待防止法）に基づき、都道府県などの地方公共団体と連携し、障害者を雇用する事業主や職場の上司など、いわゆる「使用者」による障害者への虐待の防止や、虐待が行われた場合の関係法令に基づく是正指導などを行っている。

厚生労働省では、今回の取りまとめ結果を受け、引き続き、地方公共団体との緊密な連携を図りながら、使用者による障害者虐待の防止に取り組んでいくとしている。

①通報・届出のあった事業所数は前年度と比べ増加、通報・届出の対象となった障害者数は前年度と比べ減少。

- ・ 通報・届出のあった事業所数 1,656事業所（前年度比 11.7%増）
- ・ 通報・届出の対象となった障害者数 1,942人（同 20.9%減）

②虐待が認められた事業所数、虐待が認められた障害者数はいずれも前年度と比べ減少。

- ・ 虐待が認められた事業所数 541事業所（前年度比 9.4%減）
- ・ 虐待が認められた障害者数 900人（同 31.2%減）

③受けた虐待の種別では、経済的虐待が791人（83.0%）と最も多く、次いで心理的虐待が92人（9.7%）、身体的虐待が42人（4.4%）となっている。

▽詳しくはこちら▽

https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000172598_00004.html

国の行政機関の障害者の採用・定着状況等特別調査の集計結果公表される

厚生労働省は、令和元年8月28日付で、国の行政機関の「採用・定着状況等特別調査」の集計結果を取りまとめ、公表した。

今回の集計結果は、「公務部門における障害者雇用に関する基本方針」に基づく障害者の採用計画に対する、令和元年6月1日現在の採用・定着状況等を集計したものである。

<国の行政機関>平成30年10月23日～令和元年6月1日迄に採用された障害者を対象

- ・ 採用計画に対する進捗率 80.6%。
- ・ 採用者数 3,444.0人、離職者数 161人（定着率 94.9%）
- ・ 在職障害者に対する「職場等の満足度に関するアンケート調査」では、「現在の府省で働いていることの全体評価」について、88.2%が「満足」、「やや満足」と回答。

また、仕事内容や職場環境などの各項目については、7割以上が「満足」、「やや満足」と回答。

▽詳しくはこちら▽

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_06272.html

障害者採用へ公務員試験 12倍超の3,104人挑む

障害者を国家公務員の常勤職員として採用する試験（1次）が9月15日、東京や大阪など全国9地域15会場で行われた。中央省庁の障害者雇用水増し問題を受けた統一選考で、2月に続き2回目。採用予定248人に対し、12倍超の3104人が受験した。法定雇用率（2.5%）を依然として満たしていない行政機関があり、人材の掘り起こしを進める。

この日は選択式、作文の筆記試験を実施した。人事院によると、受験を申し込んでいたのは4574人で、障害者手帳種類別の割合は精神障害64%、身体障害34%、知的障害2%だった。

試験は行政機関の庁舎などバリアフリー対応の会場で実施された。約640人は個別に会場での配慮を求めており、点字による出題や補聴器の使用、パソコンでの文字入力を認めた。

1次通過者は10月17日に発表。志望先の各省庁で面接（2次）を受け、11月26日に合格者を発表する。採用を予定しているのは31機関で、国税庁の50人が最も多く、法務省37人、出入国在留管理庁18人など。原則として今年末までに採用する。

6月1日時点で行政機関が雇用している障害者は5956人。雇用率は2.40%で、農林水産省、防衛省、国税庁などは法定率を下回る。

今回のような統一選考で試験を続けるかどうかは未定で、人事院の担当者は「状況を見極めながら判断したい」と説明している。

平成30年度 国の機関における障害者優先調達推進法に基づく

障害者就労施設等からの調達実績公表される

厚生労働省は令和元年8月28日付で、国の機関における障害者就労施設等からの平成30年度の調達実績（速報値）を取りまとめ、公表した。

障害者優先調達推進法では、各省庁の長は、障害者就労施設等からの物品等の調達実績の概要を取りまとめ、厚生労働大臣に通知することとされており、同法に基づく基本方針において、厚生労働大臣は、通知のあった調達実績の概要を取りまとめ公表するものとされている。今回は、各省庁から通知のあった平成30年度調達実績を取りまとめたもので、都道府県、市町村、独立行政法人等の平成30年度調達実績については、後日とりまとめの上、公表される予定だ。

- 平成30年度の調達実績の合計（国）：（件数）6,069件（金額）8.9億円
- 平成30年度の調達実績は平成29年度と比べ約0.3億円の増加（前年度比約3.3%増）であり、法施行（平成25年4月）から5年連続で、過去最高を更新した。
- 障害者就労施設等からの物品の調達額は約3.5億円であり、品目としては事務用品・書籍の金額が大きい。また、役務の調達額は約5.4億円であり、品目としては印刷の金額が大きい。

▽詳しくはこちら▽

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_06424.html

東海北陸ブロック地域指導者育成セミナー開催される

「肢体不自由児者に対する合理的配慮に基づく『災害時の住まい』」をテーマとする地域指導者育成セミナーが、令和元年9月7日(土)～8日(日)の2日間にわたり、岐阜県高山市 高山市民文化会館にて開催された。

<第1日目>

*講演テーマ「コミュニティのある応急仮設住宅のあるべき姿」

*講師 熊本学園大学 社会福祉学部 教授 東 俊裕氏

災害とは何か。災害と障害者の人権、避難行動要支援者への支援、災害直後の状況、障害者と健常者との支援に格差が生じていたり、災害時の人権保障がない等々について講演いただいた。

講演の後、4つのグループに分かれ討議を行い、各グループごとに発表を行った。

<第2日目>

①手作り防災グッズを作ってみよう

②講演テーマ「災害時に迅速に避難できる」

講師：岐阜県高山市福祉課 課長 石腰 洋平氏

サララップ、広告、新聞紙等を使用し災害にあったとき身近な物を活かして何が作れるか意見を出し合いながら作成。サララップを補足し三つ編みしてロープを作り、新聞紙で帽子やスリッパを作った。

講演では高山市の災害の現状について説明いただき、それについてグループ討議を行い各グループごとに発表を行い終了した。

都道府県における地域別最低賃金の改定額答申が示される

厚生労働省は令和元年8月9日付で都道府県労働局に設置されているすべての地方最低賃金審議会が答申した令和元年度の地域別最低賃金の改定額を取りまとめました。改定のポイントは以下のとおりとなる。

なお、今般の改定額は、都道府県労働局での関係労使からの異議申出に関する手続きを経た上で、都道府県労働局長の決定により、10月1日から10月上旬までの間に順次発効される予定。

- ・東京、神奈川で全国初の時間額1,000円超え（東京都1,013円、神奈川県1,011円）
- ・改定額の全国加重平均額は901円（昨年度874円）
- ・全国加重平均額27円の上げは、昭和53年度に目安制度が始まって以降で最高額
- ・最高額（1,013円）と最低額（790円）の金額差は、223円（昨年度は224円）となり、平成15年以降16年ぶりの改善。また、最高額に対する最低額の比率は、78.0%（昨年度は77.3%）と、5年連続の改善
- ・東北、九州などを中心に全国で中央最低賃金審議会の目安額を超える引上げ額が19県
（昨年度は23県。目安額を3円上回る引上げ（鹿児島県）は6年ぶり。）

▽詳しくはこちら▽

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_06141.html